

議案第87号

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現下の著しく厳しい県の財政状況等にかんがみ、職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって県財政の再建に資することを目的とする。

(知事、副知事及び出納長の給与の額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における知事、副知事及び出納長（以下「知事等」という。）の給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号。以下「特別職給与条例」という。）第3条第2項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の右欄に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 特例期間における知事等の期末手当の額は、特別職給与条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（常勤の監査委員の給与の額の特例）

第3条 特例期間における常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の右欄に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 特例期間における常勤の監査委員の期末手当の額は、特別職給与条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（病院事業の管理者の給与の額の特例）

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与（退職手当を除く。以下この項において同じ。）の額は、特別職給与条例第3条の2の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が11級であるもの（次項において「11級職務者」という。）

に特例期間において支給することとされる給与の額の例により知事が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例期間における病院事業の管理者の退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、11級職務者に係る第7条第1項に規定する給料基礎額の例により知事が定める。

(委員会の委員等の報酬の額の特例)

第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者(議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、特別職給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給与の額の特例)

第6条 特例期間における教育長の給料月額は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

- 2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(職員の給与の額の特例)

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額、職員給与条例第3条第1項、第4条第5項及び第11項並びに第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いもの 100分の6
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の4
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の5

2 前項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

- (1) 手当の額
- (2) 職員給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額
- (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）第3条第1項に規定する教職調整額

3 特例期間における給料表適用職員の給料の調整額は、職員給与条例第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前

項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、同条第1項の規定により定められた額とする。

4 特例期間における給料表適用職員の管理職手当の額は、職員給与条例第7条の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同項の規定により定められた額とする。

5 特例期間における給料表適用職員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「調整手当基礎額」という。）から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

6 特例期間における給料表適用職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

7 特例期間における給料表適用職員の勤勉手当の額は、職員給与条例第16条の7の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（任期付研究員の給与の額の特例）

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項

第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における任期付研究員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、調整手当基礎額から調整手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（特定任期付職員の給与の額の特例）

第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における特定任期付職員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、調整手当基礎

額から調整手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

給 料 表	対 象 者
行政職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
公安職給料表	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が10号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が8号給以下であるもの
教育職給料表(1)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が10号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
教育職給料表(2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が10号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が8号給以下であるもの

研究職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの
医療職給料表(2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
医療職給料表(3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が7号給以下であるもの